

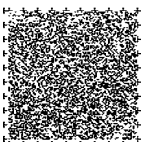
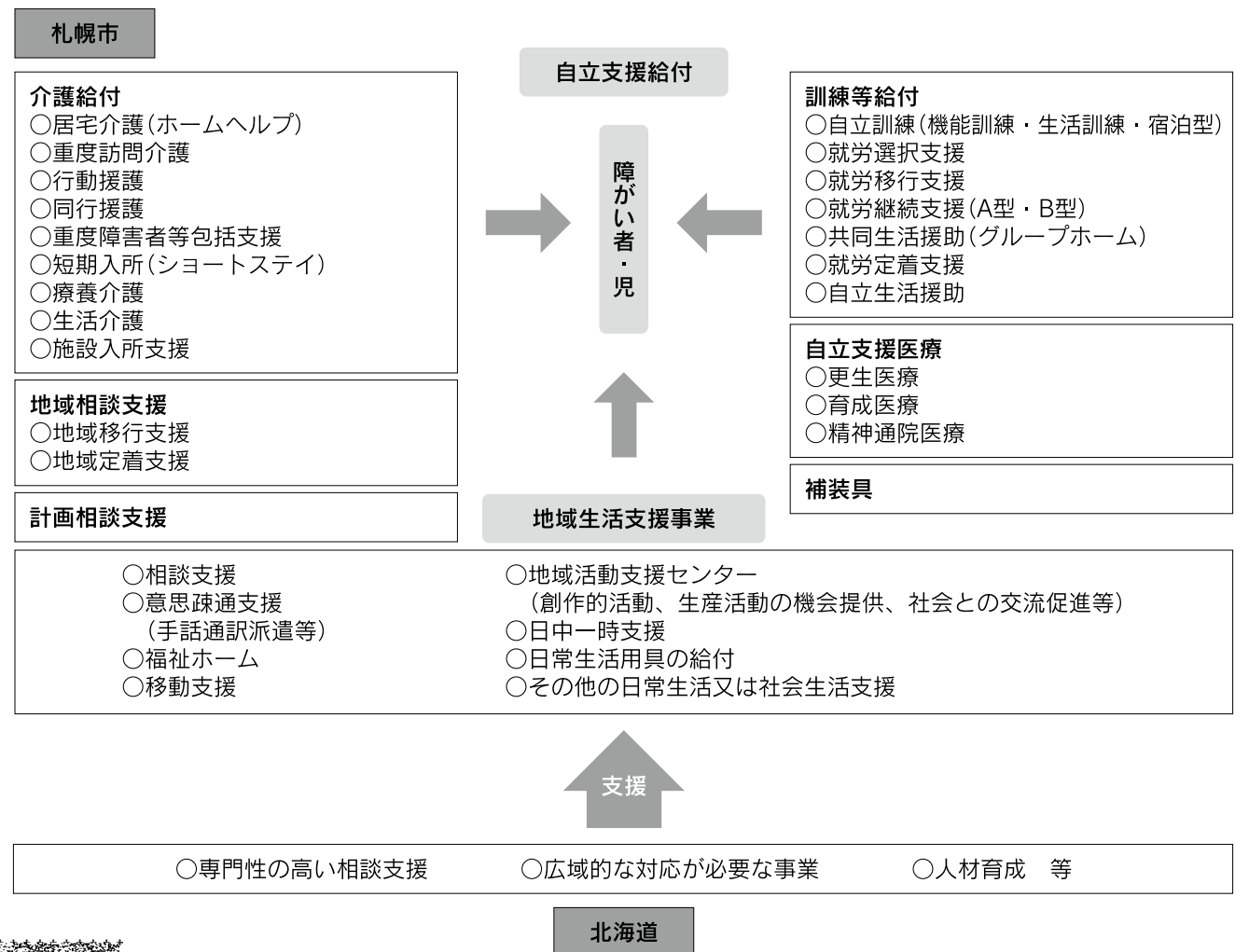
福祉サービス

障害者総合支援法

1 障害者総合支援法（概要）

内容 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による、総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

仕組み



2 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

障がいのある方（※）に、ホームヘルプ、ショートステイ、グループホームなど障害福祉サービスの利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された疾病に該当する難病の方も対象となります（104～107ページを参照）。

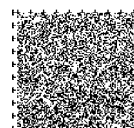
手続 窓口で申請してください。サービスの利用については、相談支援事業者に相談することもできます。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

- ① 窓口申請書を提出します。
- ② 申請時に窓口で交付されるサービス等利用計画案提出依頼書を相談支援事業者へ提示し、契約を結んで、サービス等利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます）。
- ③ 調査員（区役所の職員）が、申請者のところに訪問し、心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。また、ホームヘルプなどの利用を希望する場合、障害支援区分の認定も行います。
- ④ 上記②のサービス等利用計画案を窓口へ提出します。
- ⑤ 区役所では、障がいのある方の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
- ⑥ 障害福祉サービス受給者証をサービス事業者へ提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用 障害福祉サービスを利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担します。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。

このほか、食費・光熱水費等の実費は、原則として利用者が負担することになります。



市 民 税 課 税 状 況 等		負担上限月額
生 活 保 護 世 帯		0 円
市 民 税 非 課 税 世 帯		0 円
市 民 税 課 税 世 帯	所得割 16 万円未満 (18 歳未満は 28 万円未満)	9,300 円 (18 歳未満は 4,600 円)
	上 記 以 外	37,200 円

※在宅で生活する場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援を利用した場合、利用者には市民税課税状況等に応じて利用者負担が発生します。

高額障害福祉サービス等給付費の制度は、世帯で 1 月に支払ったこれらの利用者負担の合算額が一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を申請により払い戻し、一世帯での負担額が大きくなりすぎないようにする仕組みです。

※上記サービスの他に補装具費や介護保険のサービスも併せて利用している場合、その利用者負担についても合算対象となることがあります。

※食事代等の実費に係る負担額は合算の対象外です。

また、**新高額障害福祉サービス等給付費**として 65 歳に到達する日前 5 年間における特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定状況のほか、市民税課税状況など、一定の要件を満たす 65 歳以上の方が特定の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用した場合、その利用者負担額を払い戻します。

※平成 30 年 3 月以前の利用分は対象外です。

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは対象外です。

手続 申請する方の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）及び払い戻しを受ける方の本人名義の口座がわかるもの（通帳など）を持参して、窓口申請してください。



※過去の利用分について払い戻しを受けたい場合や、その他利用者負担額に疑義がある場合などは、利用した月の領収書が必要になることがあります。

※世帯に障害児入所支援を利用している方がいる場合は、札幌市児童相談所でも手続きが可能です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 計画相談支援

障害福祉サービスや地域相談支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。

※利用者負担はありません。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

訪問系（障害者総合支援法）

1 居宅介護（ホームヘルプ）

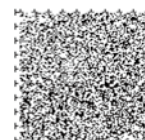
居宅で生活している方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行います。

対象者 障害支援区分 1 以上の方及び障がいのある児童

2 重度訪問介護

居宅で生活している重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

対象者 障害支援区分 4 以上で一定の要件を満たす方



3 行動援護

居宅で生活している行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者 障害支援区分 3 以上の知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方及び障がいのある児童

4 同行援護

居宅で生活している視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

対象者 視覚に障がいのある方及び障がいのある児童

5 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

対象者 障害支援区分 6 で一定の要件を満たす方

6 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

対象者 障害支援区分 1 以上の方及び障がいのある児童



日中活動系（障害者総合支援法）

1 生活介護

常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者 障害支援区分 3 以上の方（ただし、50 歳以上の方は区分 2 以上）

2 就労継続支援（A 型）

雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

ア 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかなかった方

イ 特別支援学校を卒業した方で、求職活動を行ったが企業等の雇用には結びつかなかった方

ウ 企業等を離職した方などの就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

※ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65 歳になる前日において、就労継続支援 A 型の支給決定を受けている方

○65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

3 就労継続支援（B 型）

生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方



- ア 就労経験（就労継続支援事業（A型）を含む。）がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方
- イ 就労移行支援事業（養成施設を含む。）を利用した結果、当該事業の利用が適当であると判断された方
- ウ 50歳以上の方
- エ 障害基礎年金1級を受給されている方

4 就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る知識や技術の習得、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

対象者 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を習得することにより就労を希望する方

※ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

5 就労移行支援（養成施設以外）

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

対象者 就労を希望する方で、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方

※ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方



6 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 施設や病院を退所（院）又は特別支援学校を卒業された身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

7 自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上等のために、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 施設や病院を退所（院）、特別支援学校を卒業、又は継続した通院により障がいの状態が安定された方等で、生活能力の維持向上等の支援が必要な方

8 就労選択支援

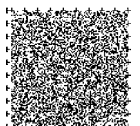
短時間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言等を行います。

対象者 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方、現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方

9 就労定着支援

就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言などの支援を行います。

対象者 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用を経て、一般就労し、就労してから6か月経過している方



10 自立生活援助

1人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

対象者 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での1人暮らしに移行した方、同居家族の障がい、疾病等により家族による支援が見込めない方など

居住系（障害者総合支援法）

1 施設入所支援

施設入所する方に、夜間及び休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

ア 昼間、生活介護事業を利用する場合

障害支援区分4以上の方（ただし、50歳以上の方は区分3以上）

イ 昼間、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援事業（養成施設を含む）を利用する方

2 共同生活援助（グループホーム）

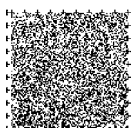
夜間及び休日において共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

対象者 障がいのある方（ただし、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な方は、障害支援区分1以上）

3 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

対象者 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5又は6の方



4 宿泊型自立訓練

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力等の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域生活に向けて生活能力等の維持向上のための訓練その他の支援が必要な方

地域相談支援

1 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保の相談など地域生活に必要な支援を行います。

対象者 障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障がいのある方、精神科病院に入院している精神に障がいのある方、矯正施設に入所しており、地域生活定着支援センターが社会復帰の支援を行っている方など

2 地域定着支援

居宅で1人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行います。

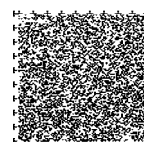
対象者 施設・精神科病院から退所・退院し居宅で1人暮らしをする方、家族との同居から1人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方

児童福祉法

1 障害児通所給付

障がいのある児童（※）に、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された疾病に該当する難病の児童も対象となります（104～107ページを参照）。



支援の種類	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。また、一部の児童に対して理学療法などの支援を行います。	就学していない障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行います。	就学していない肢体不自由がある児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、地域との交流促進のための支援などを行います。	就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）
保育所等訪問支援	専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行います。	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。	外出することが困難な障がいのある児童

手続 窓口で申請してください。サービスの利用については、相談支援事業者にも相談することもできます。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

- ① 窓口申請書を提出します。
- ② 申請時に窓口で交付される障害児支援利用計画案提出依頼書を相談支援事業者へ提示し、契約を結んで、障害児支援利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます。）。
- ③ 調査員（区役所の職員）が、申請者のところに訪問し、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。
- ④ 上記②の利用計画案を窓口へ提出します。
- ⑤ 区役所では、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、障害児支援利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「通所支援受給者証」を交付します。
- ⑥ 通所支援受給者証をサービス事業者へ提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用 障害児通所支援を利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担します。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。



※第2子以降の乳幼児がサービスを利用する場合は、負担額が軽減されることがあります。

市 民 税 課 税 状 況 等		負担上限月額
生 活 保 護 世 帯		0 円
市 民 税 非 課 税 世 帯		0 円
課 税 世 帯	所得割 28 万円未満	4,600 円
	上 記 以 外	37,200 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 障害児相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。

※利用者負担はありません。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 障害児入所給付

障害児入所施設等の利用に必要な費用の一部を支給します。

施設の種類	サービス内容	対象者
福祉型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援などを行います。	障がいのある児童のうち、児童相談所が適当と判断した児童
医療型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援及び治療などを行います。	

手続 児童相談所とあらかじめ相談の上、申請してください。

サービス利用の流れ

- ① 児童相談所に電話にて施設利用希望を伝え、来所相談の予約をします。
- ② 予約の日時に児童相談所に来所し、利用希望施設の相談などを行うとともに、生活状況や発達状況などの各種診断を受けます。
- ③ 児童相談所に申請書等を提出します。
- ④ 児童の心身の状況、保護者の状況、居住環境等を勘案のうえ、支給決定されます。
- ⑤ 児童相談所にて利用希望施設の入所調整を行っていますの



で、希望施設が利用可能となった時点で、障害児入所受給者証が交付されます。

⑥ 障害児入所受給者証を指定障害児入所施設等に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

⑦ サービスを利用した場合は、サービスにかかる費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用 障害児入所施設等を利用した場合、利用者は、原則として前年における世帯の市民税の課税状況等に応じた負担上限月額を負担することになります。

なお、利用者負担額を軽減するために、申請により適用可能となる減免等の制度がありますので、詳細については児童相談所へお問い合わせください。

(1) 福祉型・医療型入所施設共通（利用者負担分）

市 民 税 課 税 状 況 等		負担上限月額
生 活 保 護 世 帯		0 円
市 民 税 非 課 税 世 帯		0 円
課 税 世 帯	所得割 28 万円未満	9,300 円
	上 記 以 外	37,200 円
満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から小学校就学までの児童		0 円

(2) 医療型入所施設のみ（医療費分）

市 民 税 課 税 状 況 等		負担上限月額
生 活 保 護 世 帯		0 円
市民税非課税世帯	年間収入 80 万 9,000 円以下	15,000 円
	上 記 以 外	24,600 円
課 税 世 帯		40,200 円

※各種公費負担医療制度の受給者証をお持ちの場合、適用となる場合があります。

(3) 医療型入所施設のみ（食費分）

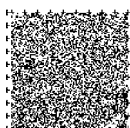
お持ちの健康保険上の標準負担額によります。

(4) 福祉型入所施設のみ（食費・光熱水費分）

利用施設によって個別に設定されています。

◇札幌市児童相談所・札幌市東部児童相談所

（中央区北 7 条西 26 丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630）



4 高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費

※ 16 ページの 3 「高額障害福祉サービス等給付費」と同じです。

その他サービス

1 移動支援

居宅で生活している屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

対象者 屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がいのある方(※)、知的障がいのある方又は精神障がいのある方及び障がいのある児童

※指定された疾病に該当する難病の方も対象となります(100～103 ページを参照)

利用料 生活保護世帯・市民税非課税世帯 無料

市民税課税世帯 派遣費用の 1 割

◇各区保健福祉部保健福祉課(※ウラ表紙を参照)

2 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

コミュニケーションが困難な重度障がいのある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーを病院に派遣し、病院内でのコミュニケーション支援を行います。

対象者 市内にお住まいの障がいのある方で、入院中にコミュニケーション支援が必要であり、一定の要件を満たす方

費用 原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担します。

ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額(15 ページの 2 を参照)を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することとなります。

◇各区保健福祉部保健福祉課(※ウラ表紙を参照)



3 日中一時支援

日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業所で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

対象者 日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方

利用料 施設利用料及び食費・光熱水費・教材費などの実費

◇各日中一時支援事業所

4 入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービスを行っています。入浴方法は施設の入浴設備を利用した施設入浴と、入浴業者を自宅に派遣する訪問入浴の2種類があります。

入浴回数 週2回以内

費用 生活保護世帯 無料

上記以外の世帯 利用額の1割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 福祉ホーム（身体障がい者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている身体に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な身体に障がいのある方

利用料 室料、光熱水費など（各施設が設定した料金となります。）



◇自立ホーム 24（定員 10 人）

（札幌市西区二十四軒 4 条 6 丁目 3 番 2 号 ☎ 632-7077）

◇ステップ 6・2（定員 13 人）

（札幌市手稲区西宮の沢 6 条 2 丁目 5 番 12 号 ☎ 669-2222）

6 福祉ホーム（精神障がい者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている精神に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な精神に障がいのある方

利用料 室料、光熱水費など（施設が設定した料金となります。）

◇清和ハイツ（定員 14 人）

（札幌市西区山の手 4 条 5 丁目 3 番 27 号 ☎ 644-5111）

7 あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、24 時間体制で健康などに関する相談ができるほか、急病時には救急車の手配等を行います。また、月に 1 回程度、電話訪問を行います。

対象者 内部障がい又は移動能力に障がいがある 1 人暮らしで 18 歳以上の重度身体障がい者（1～2 級）

※ 65 歳以上の方は、異なる要件で同じ制度があります。また、ご家族と同居していても対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

費用 月額 900 円

※生活保護世帯 無料

※市民税が非課税の世帯 300 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）



8 寝具の洗濯乾燥

在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方が使用しているふとんなどを、市から委託を受けた専門業者が対象者の自宅を訪問して預かり、洗濯乾燥を行います。

対象者 生計中心者の前年の住民税が非課税の世帯に属する、在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方

回数 1人につき年2回

費用 無料

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

9 パーソナルアシスタンス（PA）事業

重度障がいのある方が地域の方と介助契約を結び、自ら介助者の調整をしながら食事・入浴・排せつなどの身体介護や外出時における移動支援など必要な介助を受けるとともに、原則としてその介助費用を直接支給します。

対象者 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護（17ページの2を参照）の支給決定を受けている方

費用 原則として、サービス利用に係る総費用の1割を負担します。ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額（15ページの2を参照）を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。

手続 申請が必要ですので、お問い合わせください。

◇PAサポートセンター

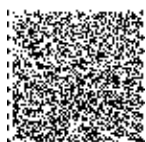
（札幌市東区北14条東14丁目2-5 光星ビル3F ☎ 790-6003）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

10 地域ぬくもりサポート事業

障がいのある方のための有償ボランティア事業です。地域ぬくもりサポートセンターが紹介する地域サポーター（※）が暮らしのお手伝いをします。

※ボランティア活動ができる地域住民の方



対象者 市内にお住まいの障がいのある方、発達に心配のある児童

支援内容 外出の付き添いや育児支援など（1回1時間半程度。専門的な知識や介助技術を必要としない簡単なもの）

費用 1回の支援につき、地域サポーターの方に直接500円を支払います。

手続 お住まいの区を担当する地域ぬくもりサポートセンターへの登録が必要です。詳しくは各サポートセンターへお問い合わせください。

◇地域ぬくもりサポートセンター

担当区	運営法人	連絡先
中央・南・豊平・清田	社会福祉法人あむ	電話 206-6511 FAX 206-6229
北・西・手稲	社会福祉法人 HOP	電話 632-7076 FAX 632-7066
東・白石・厚別	社会福祉法人えぽっく	電話 895-8010 FAX 893-2131

11 福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない、70歳以上の方や重度（1・2級）の身体障がいのある方のみで構成されている世帯などに対し、地域の協力員が玄関先の除雪を行います。

費用 一冬あたり 10,000円

※生活保護世帯 無料

※市民税が非課税の世帯 5,000円

◇各区社会福祉協議会（※92ページの9を参照）

12 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

家庭ごみの排出支援として、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方で、ごみステーションにごみを排出することができない方を対象に、清掃事務所の職員がご自宅を訪問してごみを収集する「さわやか収集」を実施しています。

- ① 燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週に1回、玄関先等から収集します（共同住宅は上層階も可）。



② 「大型ごみ」は、家の中から運び出して収集します（一度に3点まで）。

③ ご希望の方には、安否確認として、ごみの収集時に毎回声掛けを行います。

対象者 家庭から出るごみを自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方。

なお、2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

(1) 介護保険の要介護2以上又は障害福祉サービスの障害支援区分3以上。

(2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2又は要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人又は世帯内の1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。

※事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。

(3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

手続 下記の窓口にお問い合わせください。

◇燃やせるごみなどの「生活ごみ」に関すること：各清掃事務所

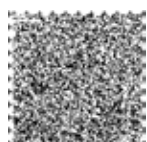
お住いの区の清掃事務所《連絡先一覧》

中央区にお住いの方は	【中央清掃事務所】	電話 581-1153
北区にお住いの方は	【北清掃事務所】	電話 772-5353
東区にお住いの方は	【東清掃事務所】	電話 781-6653
白石区・厚別区にお住いの方は	【白石清掃事務所】	電話 876-1753
豊平区・清田区・南区にお住いの方は	【豊平・南清掃事務所】	電話 583-8613
西区・手稲区にお住いの方は	【西清掃事務所】	電話 664-0053

◇「大型ごみ」に関すること：大型ごみ収集センター（☎ 281-8153）

13 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間に限り、重度障がい者に対し、修学に必要な身体介護等を提供し、障がい者の社会参加を促進します。※大学等に要件があるため、本事業の利用を希望する場合は事前にお問い合わせください。



◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北1条西2丁目 市本庁舎3階南 ☎ 211-2936）